

平成28年度事務事業評価シート（平成27年度決算）

事業コード	510 - 8 -	作成者氏名	松尾 真	連絡先	0833-72-1400
事務事業名	墓園管理運営事業	担当課	環境政策課		
予算費目	墓園特別会計	款 1	墓園事業費	項 1	墓園事業費
総合計画 後期 基本計画	基本目標 重点目標 政 策	コ ー ド	項 目	目 1	一般管理費
体系外					総合計画 後期基本計画 頁

対象	市営墓園の利用者及び使用希望者、市内に在る墓地使用者、市内における墓地及び納骨堂等の経営希望者	意図 (対象をどのようにしたいのか)	法令及び条例に基づいた手続き等を行うことにより、墓園等の適正な使用、経営、維持管理等がなされることを目的とする。
事務事業の概要	市営墓園については、「光市墓園の設置、墓地の管理等に関する条例」に基づき、施設の維持管理、区画の貸出し、返還手続き、利用者情報の管理等の事務を行う。また、市営以外の共同墓地についても状況把握に努め、遺骨を移動する際には改葬許可の手続きを行う。さらに、市内において墓地や納骨堂等の経営希望者に対し、事前の協議等を経た上で経営許可を行う。		

事務事業の成果指標	単位	25年度実績	26年度実績	27年度			28年度目標	類似団体等の実績値等
				実績	目標	達成度		
墓地の予約件数（西部墓園）※年度末の状況	件	33	27	22	15	68.2%	15	
墓地の予約件数（大和あじさい苑）※年度末の状況	件	17	15	13	10	77.0%	10	

◆事務事業（予算事業）を構成する業務◆

番号	業務の名称 (●=行動計画対象業務)	活動指標・事業費（千円）						業務評価	重点業務
		指標名	単位	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度目標		
		事業費	単位	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算		
1	市営墓地維持管理業務	清掃・草刈回数	回	93	93	93	93	A	◎
		事業費	千円	4,785	5,020	10,433	7,924		
2	墓地区画の返還業務	区画の返還数	区画	28	34	37	18	B	○
		事業費	千円	1,705	2,250	2,386	2,235		
3	墓地区画の貸出業務	区画の貸出数	区画	24	27	27	15	A	○
		事業費	千円	0	0	0	0		
4	墓地区画の工事許可業務	墓碑設置工事件数	件	58	58	48	—	A	
		事業費	千円	0	0	0	0		
5	墓地区画利用者情報の変更業務	利用者情報変更件数	件	41	95	87	—	A	
		事業費	千円	0	0	0	0		
6	改葬手続業務	許可件数	件	26	30	27	—	A	
		事業費	千円	0	0	0	0		
7	墓地、納骨堂等の経営許可業務	許可件数	件	1	0	1	—	A	
		事業費	千円	0	0	0	0		
8		事業費	千円						
9		事業費	千円						
10		事業費	千円						
11		事業費	千円						
12		事業費	千円						
13		事業費	千円						
14		事業費	千円						
15		事業費	千円						
直接事業費の合計（千円） A				6,490	7,270	12,819	10,159		
職員人件費等		業務量（人工数）		0.70人	0.80人	0.85人			
		人件費（千円） B		4,931	3,890	4,300			
人件費を含む総事業費（千円） A+B				11,421	11,160	17,119			
財源内訳		国庫支出金							
		県支出金							
		地方債							
		その他		6,490	7,270	7,594			
		一般財源		4,931	3,890	9,525			

【業務評価】
A 現状維持・拡充
B 改善
C 縮小・抜本的見直し
D 休廃止・統合・完了

「重点業務」欄で、最重点化、重点化する業務として選択した理由
市営墓園の維持管理業務については、市として必須の業務であり、利用者に気持ち良くまた安全に利用してもらうためにも、最重点業務として取り組む必要がある。 また、返還業務及び貸出業務を重点業務とすることにより、予約待ちをいち早く解消していくとともに、市民の墓地需要について十分に把握し、新規区画造成の必要性や時期等について検討を行う。

◆事務事業の評価◆

評価の視点	事務事業を実施した結果をそれぞれの視点で評価する。
事務事業の成果	成果指標を踏まえ、達成度や事業の効果を分析する。 平成23年度に西部墓園の墓地区画の新規造成・貸出しを行ったため、累計収支は一時的には大幅に改善されたものの、現在も赤字の状態は続いている。 現在、新たな造成計画等はなく、返還された区画の貸出しのみを行っている状態であるため、歳入が限られており、更なる累計収支の悪化が懸念される。
業務構成の有効性	事務事業の意図を達成するための業務の構成として適切かどうかを分析する。 市営墓園の維持管理に係る最低限の業務及び法令等に基づく必要な業務であり、適切である。
実施主体の妥当性	事務事業に対する市の役割、関係団体等（企業、地域団体、NPO等）の役割分担が適切かどうか分析する。 墓地の経営については、その公共性・公益性に鑑み、住民に対する基礎的なサービスとして、需要に応じて一定程度、行政が行うことが望ましいと考えられる。宗教法人や公益法人等も非営利性の面では墓地経営の主体としての適性は認められるが、地方公共団体は将来にわたり安定的に運営を行うことができるため、持続性の面ではより適性が高いと考えられる。

◇担当課における改善等の案◇（※以下、意思形成過程につき非公開）

事務事業執行責任者 (課長名)	原田 啓志	最終評価責任者 (部長名)	亀井 淳二
--------------------	-------	------------------	-------